

マイナンバーカード及び電子証明書 利用のご案内

1 マイナンバーカードの利用

- ① マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）の提示が必要な行政手続等のほか、様々な場面で、顔写真付きの本人確認書類として広くご活用できます。
- ② マイナンバーカードの裏面に記載されている個人番号は重要な個人情報ですので、マイナンバー（個人番号）の提示が必要な行政手続等の場面に限り提示するようにしてください。

2 電子証明書の利用

- ① マイナンバーカードのICチップの中に電子証明書（「署名用電子証明書」及び「利用者証明用電子証明書」）を入れることができます。
 - ・ 署名用電子証明書は、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します（例 e-Tax 等の税の電子申請など）。パスワードは6～16桁の英数字です。
 - ・ 利用者証明用電子証明書は、医療機関受診時や、マイナポータルへのログイン、コンビニでの証明書交付などに利用します。パスワードは4桁の数字です。
- ② これらの電子証明書はスマートフォンやパソコンにつないだICカードリーダーにカードをかざして読み取ることが可能です。

マイナンバーカードに対応したスマートフォンはこちら

<https://www.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf>



※ご自宅のパソコンから利用する際には、ICカードリーダーや「利用者クライアントソフト」等が必要になります。ご利用方法は、公的個人認証サービスポータルサイト（<https://www.jpki.go.jp/>）をご確認ください。

- ③ マイナンバーカードのICチップに搭載されている署名用電子証明書を使って、お持ちのスマートフォンに電子証明書を搭載することができます。スマートフォン用の電子証明書はマイナポータル（<https://myna.go.jp/>）から発行が可能です（※）。

※市区町村窓口では発行できません。また、現在はAndroidスマートフォンのみ対応しています。

3 暗証番号の取扱い

- ① マイナンバーカードに設定した暗証番号は他人に知られないように十分注意してください。
市区町村の窓口で配布された用紙等に記録し、大切に保管してください。
- ② 暗証番号については、マイナポータルにおいて変更することが可能です。
詳しいやり方はこちらを参照してください。

(パソコンを使用する場合)

<https://img.myna.go.jp/manual/03-09/0145.html>



(スマートフォンを使用する場合)

<https://img.myna.go.jp/manual/03-09/0146.html>



- ③ 署名用電子証明書の場合5回、利用者証明用電子証明書の場合3回、暗証番号を連続して
誤ると電子証明書が利用できなくなりますので、注意して下さい。ロックの解除は住民票
のある市区町村の窓口申請する必要があります。署名用電子証明書の暗証番号について
は、コンビニのキオスク端末で暗証番号の初期化を行うことが可能です。ただし、この場
合、利用者証明用電子証明書の暗証番号が必要となりますのでご注意ください。

4 引越等に伴う手続

- ① 引越や婚姻等により、氏名、住所等の券面記載事項に変更が生じた場合、転入届や婚姻届
等の提出に併せて、マイナンバーカードを市区町村の窓口にお持ちください。新たな住所
や氏名等をカードの追記欄に記載します。また、署名用電子証明書はこれらの記載事項に
変更が生じると自動的に失効しますので、窓口において新しい署名用電子証明書の発行手
続を行ってください。なお、利用者証明用電子証明書は、引越や婚姻等によっても失効し
ません。
- ② 令和6年5月27日より、国外でのマイナンバーカード利用が可能となりました。国外転出
する際も、国外転出届の提出に併せて、カードをお持ちください。
- ③ 引越の際に、転入届を提出してからカードの情報を変更せずに90日が経過した場合、カ
ードが失効しますのでご注意ください。また、引越の際、転出届を提出してから転入先に
転入届を行わず、転出予定日から30日を経過した場合又は転入日から14日以上経過し
てから転入届をした場合にも、カードが失効します。

5 マイナンバーカード・電子証明書の有効期間

- ① マイナンバーカードの有効期間は、18歳以上の方は発行日後10回目の誕生日まで、1
8歳未満の方は発行日後5回目の誕生日までとなります。
- ② 電子証明書の有効期間は、発行日後5回目の誕生日まで又はマイナンバーカードの有効期
間までになります。なお、有効期間についてはカードのおもて面に記載する欄があります
ので、お忘れにならないようにご自身でご記入いただくか市区町村の職員に記入をご依頼
ください。
- ③ マイナンバーカード・電子証明書は、有効期間の満了の3ヶ月前となる日の翌日より更新
を行うことができます。マイナンバーカードや電子証明書が有効期間切れによって失効す
ると、医療機関の受診時等にマイナンバーカードを利用できなくなります。有効期間が切
れる前に更新の手続を行ってください。電子証明書の更新は、住民票のある市区町村の窓
口へ来庁する必要があります。

6 マイナンバーカード紛失等の場合の対応

- ① マイナンバーカードを無くした場合には、直ちに以下の電話番号（紛失等の場合には 365 日 24 時間対応）に連絡し、マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止を行って下さい。併せて住民票のある市区町村の窓口で紛失等の届出を行って下さい。

・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178

なお、マイナンバーカード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、住民票のある市区町村の窓口で一時停止の解除を行えます。

- ② マイナンバーカードを紛失等し、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、原則、住民票のある市区町村の窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。その際、紛失の場合は警察署等から出される紛失届（遺失届受理番号が記載されているもの）を、焼失の場合は消防署等から出される罹災届をお持ちください。また、著しく損傷したマイナンバーカードについては、窓口までお持ちください。なお、紛失等に伴う再交付の際には、原則手数料が掛かります。

7 マイナンバーカードの取扱い上の注意事項

- ① 熱によるカードの変形やカードに内蔵されている電子部品が故障する場合がありますので、以下のとおり高温や物理的な力に注意してください。

- ・自動車の中や暖房器具の近くなど高温下での保管や放置をしないこと
- ・洗濯機、乾燥機に入れたり、衣類に入れたままアイロンをかけないこと
- ・カードを落とす、読み取り装置に押しつけて曲げる、カードの上に物を落とす、突起物や金属などの硬いもので傷つけるなどにより衝撃を加えないこと
- ・ＩＣチップ部分に対し、指で触れる、汚す、押す、曲げる、鞆や手提げの中で硬貨・ペンなどと一緒にするなどにより衝撃等を加えないこと
- ・カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れた状態で座ったりしてＩＣチップ部分に局所的な荷重をかけないこと

- ② カードの顔写真が剥がれるなど券面情報が損なわれることがありますので、以下のとおり薬品や液体等に注意してください。

- ・化粧品の一部（除光液、マニキュア、ハンドクリームなど）、スプレーの一部（可燃性表示のあるもの）、ガソリン、灯油、ライターオイル、エンジンオイル、殺菌用アルコール、筆記の修正液など、薬品や液体で濡らさないこと
- ・水に濡れた状態で使用しないこと
- ・塩化ビニール製品（パスケース等）に直接触れさせないこと

- ③ カードの裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する場合がありますので、以下のとおり強い磁気に注意してください。

- ・テレビ、スピーカー、冷蔵庫、携帯電話、マグネット付きのハンドバッグ・財布・スマ

ートフォンケース、磁気ネックレスなど、強い磁気を発するものに近づけないこと

- ④ ①～③に注意していなかった場合、ＩＣチップや磁気ストライプ等の不具合に伴うカードの再交付には手数料が必要となります。

8 マイナンバーカード再交付に係る手数料

マイナンバーカードの再交付には、原則以下の手数料が必要となります。

- ・マイナンバーカードのみの再交付の場合 ８００円
- ・マイナンバーカードの再交付と同時に電子証明書の発行も行う場合 １，０００円

ただし、マイナンバーカードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は当該マイナンバーカードの機能が損なわれた場合の再交付であって、市区町村若しくは機構に誤りがあった場合又は天災その他本人の責めによらない場合には、無料となります。

9 顔認証マイナンバーカード

暗証番号の設定を不要とし、カードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定した「顔認証マイナンバーカード」を希望された場合、このカードは、暗証番号がロックされているため、マイナポータルや各種証明書のコンビニ交付など暗証番号が必要なサービスでは利用できません。

カードに記録されている顔写真を用いて顔認証又は目視による確実な本人確認を行った上で、オンライン資格確認ができ、医療機関・薬局を受診等することができます。

10 その他

以上のほか、マイナンバーカード及び電子証明書の利用に関する情報については、以下のサイトをご参照ください。

- 総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード
https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/
- 地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>
- 公的個人認証サービスポータルサイト <http://www.jpki.go.jp/>